

独立行政法人国立青少年教育振興機構の達成すべき 業務運営に関する目標（中期目標）について

（序文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

（前文）

日本の社会は、戦後、高度成長期を経て、著しい経済発展を遂げてきた。その中で、都市化、情報化、少子化、国際化、価値観の多様化が進み、青少年が体験的に学習する機会や他者と直接的にコミュニケーションを図る機会が減少するなど、青少年を取り巻く環境は大きく、急激に変化してきた。このような環境の中、青少年の意欲や責任感の低下、コミュニケーション能力の低下などが懸念されており、特に、新たな大きな問題として、青少年の社会的自立の遅れや社会的不適応が生じている。

このような青少年を巡る諸課題が生じている中、次代を担う青少年が社会体験や自然体験など様々な体験を通じて、健やかな身体と、他人を思いやる心や規範意識など豊かな心をはぐくみ、生涯を通じて他者と関わりながら課題解決に取り組み、社会の責任ある一員として成長するよう、手立てを講じることが求められている。

このため、これまで、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家は、相互に連携しつつ、青少年にとって重要な体験活動の機会の提供や教育的研修支援等を行ってきたところである。

今回、旧独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、旧独立行政法人国立青年の家及び旧独立行政法人国立少年自然の家（以下「旧青少年教育3法人」という。）を発展的に統合して発足する「独立行政法人国立青少年教育振興機構」（以下「機構」という。）は、我が国の青少年教育のナショナルセンターとして位置づけ、旧青少年教育3法人の評価結果や「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）等を踏まえ、「青少年育成施策大綱」（平成15年12月決定）で示された青少年を巡る諸課題等へ対応するため、青少年に対し、教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会を提供するとともに、教育的研修支援、青少年教育に関する調査研究、青少年団体・施設等の連絡・協力、青少年団体への助成を行い、もって我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目指している。

以上のことを踏まえ、機構の中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

機構が実施する業務は、青少年教育に関するモデル的なプログラムの開発や調査研究など、その成果を得るまでに長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

1. 青少年をめぐる諸課題への総合的・効率的な対応

旧青少年教育3法人が蓄積した成果を融合し、組織横断的に活用することにより、青少年教育の振興に係る事業を効果的・効率的に実施し、教育的な観点から、青少年をめぐる諸課題に総合的に対応する。

2. 企画立案機能の強化

国の政策課題への機動的かつ迅速な対応、各年齢期を通じた総合的な体験学習プログラムの開発促進やその積極的実施の推進等のため、法人本部の企画立案機能を強化した組織を構築する。

3. 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の効率化に努め、機構の業務運営に際しては、一般管理業務の本部への一元化・集約化を図り、また既存事業の見直し、効率化を進めることとし、一般管理費については、中期目標期間中に、旧青少年教育3法人の平成17年度予算の合計額に比べ15%以上の削減を図るほか、業務経費についても、中期目標期間中、機構が企画して実施する教育事業（以下「企画事業」という。）の重点化・戦略化等に取り組むことにより、5%以上の削減を図る。

ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

(2) 人件費の削減

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、18年度以降の5年間で、国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを図る。

(3) 外部委託の推進

定型的な管理・運營業務についての積極的な外部委託の導入等により、効果的・効率的に業務を実施する。

4. 施設の効率的な利用の促進

青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供し、施設の効率的な利用を促進する。なお、この際、女性団体、社会福祉団体等の利用にも配慮する。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年を対象とする企画事業に関する事項

機構が企画して実施する企画事業は、団体宿泊訓練等青少年の健全育成に資する体験活動等を活用した我が国の青少年教育のナショナルセンターが行うにふさわしい教育事業を通じ、「青少年育成施策大綱」（平成15年12月決定）において示された青少年の各年齢期の課題や特定の状況にある青少年の問題への対応を総合的に図るため、公立の青少年教育施設等（以下「公立施設等」という。）による青少年の健全育成を目的とした各種事業の普及状況を踏ま

え、以下の観点に立って実施する。

(1) 機構として担うべき企画事業

我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業、青少年教育指導者等の研修事業、国際交流・異文化理解事業、公立施設等では実施困難な広範な規模で展開する教育事業などの事業に重点化・戦略化し、積極的に推進する。

(2) 事業の質の向上

職員に対する研修の実施や外部研修指導員等の参画の推進などにより、毎年度平均80%以上の事業の参加者からプラスの評価を得られるよう、事業の質の向上を図る。

(3) 事業の成果の公立施設等への普及

青少年教育のナショナルセンターとして、事業の成果の公立施設等への普及を推進する。

2. 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年を対象とする研修支援事業等に関する事項

青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年に対し、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言する等の教育的支援を行う事業（「研修支援事業」という。）を実施することにより、多様で主体的・効果的な学習活動を促進する。また、その事業の成果を公立施設等へ普及する。

(1) 研修利用の促進

青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び団体宿泊訓練等青少年に対する研修のための利用を促進し、毎年度350万人程度の研修利用者を確保する。

(2) 研修に対する支援の推進

指導・助言等の教育的支援を行い、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年の研修目的達成への支援を推進する。

(3) 事業の質の向上

職員に対する研修の実施や外部研修指導員等の参画の推進などにより、毎年度平均70%以上の利用団体から、プラスの評価が得られるよう、事業の質の向上を図る。

3. 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進に関する事項

青少年教育に関する施設及び団体間の連絡・協力を促進し、青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を可能とする。

(1) 青少年教育施設・団体の連絡・協力の促進

青少年教育施設及び青少年教育団体との連絡・協力の促進を図る。

(2) 学校との連絡・協力の促進

学校との連絡・協力の促進を図る。

(3) 特定の状況にある青少年に関係する機関との連絡・協力の促進

特定の状況にある青少年に関係する機関との連絡・協力の促進を図る。

(4) 大学等高等教育機関、民間団体、関係機関等との連絡・協力の促進

大学等高等教育機関、民間団体及び関係機関等との連絡・協力の促進を図る。

(5) 全国及び都道府県規模の青少年の体験活動等に関する情報を保有する機関・団体との連絡・協力の促進

全国及び都道府県規模の青少年の体験活動等に関する情報を保有する機関・団体との連絡・協力の促進を図る。

4. 青少年教育に関する調査及び研究に関する事項

青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究を行い、その成果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る。

(1) 調査研究体制の構築及び調査研究の実施

「青少年育成施策大綱」で示された青少年教育を巡る諸課題等に関する調査研究体制を構築し、基礎的・専門的な調査研究を実施する。

(2) 調査研究の成果等の提供

機構で実施した調査研究の成果等を広く提供することにより、青少年教育の振興を図る。

5. 青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付に関する事項

少年による凶悪犯罪や問題行動が社会問題になっている中で、社会全体のモラルの低下、地域社会の教育力の低下、メディア上の有害情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、自分自身で考え創造する力、他人への思いやりの精神を身に付けさせることが重要となっている。

このような状況において、子どもたちの健全育成のためには、国民、企業など民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子どもの健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで民間団体が行う活動に対し、財政的支援を行うこととする。

(1) 青少年教育に関する団体に対する助成

青少年教育に関する団体に対し、当該団体が行う以下の活動に対して助成金を交付する。なお、助成金の交付に当たっては、文部科学省が直接行う同様の助成事業との役割分担を踏まえ、より効果的・効率的な執行を行う。また、民間資金の一層の活用にも努めるとともに、基金事業について所要の見直しを行う。

(a) 子どもの自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動に対する助成

子どもの自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動に対して助成金を交付する。その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの体験活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色のある新たな取組や、体験活動の振興を図る取組の裾野を拡げるような活動などを中心に助成を行う。

(b) 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成

子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動に対して助成金を交付する。その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの読書活動を振興する取り組みが展開されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、読書活動の振興を図る取組の裾野を拡げるような活動などを中心に助成を行う。

(c) インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発を行う活動に対する助成

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付する。

(2) 選考手続き等の客観性及び透明性の確保

助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図る。

(3) 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性

資金の確保、運用及び管理において客観性及び透明性を図る。また、資金の運用及び管理においては、安全性に十分留意するとともに、資金により生じた運用益の用途を明確にする。

6. 附帯する業務に関する事項

(1) 施設・設備の充実

青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び団体宿泊訓練等青少年に対する研修が効果的に実施されるよう、必要な施設・設備の充実を図る。

(2) 子どもの体験活動等の重要性についての普及・啓発

子どもの自然体験活動、社会奉仕体験活動等の体験活動の重要性に関する普及・啓発事業等を実施し、子どもの健全な育成を図る。

(3) 青少年教育の理解増進等のための広報の充実

企画事業等の目的・内容等についてインターネットやマスメディア等を通じて広報し、国民の青少年教育に対する理解増進等を図る。

IV 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保

学校教育における青少年の体験活動等の重要性を十分考慮しつつ、利用者、利用の目的及び形態等を踏まえた施設使用料等、自己収入の確保に努める。また、自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

2. 固定経費の削減

管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の削減に努める。

V その他業務運営に関する重要事項

1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

(1) 施設・設備は、長期的視野に立って、その整備を推進する。

また、それらの管理運営においては、維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。

(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進め、特に身体障害者等に対してやさしい施設とする。

2. 人事に関する計画

- (1) 企画事業等のより一層の効果的实施のため、人員の適正配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、多様な人材の確保等に努める。